

私的録音録画補償金制度の概要と 政令改正のあらまし

◆ 私的録音録画補償金制度とは？

私的録音録画補償金制度は、著作権法上で、ユーザーが家庭内などで私的に音楽や映像を自由にコピーができるようになっている一方で、そうしたコピーがクリエイターなどのコンテンツの権利者に与える経済的影響を考慮して、コピーに使用される機器やメディアの販売時に補償金が徴収されてクリエイター等の権利者に分配されるしくみです。

ユーザーの利便性とクリエイターの保護のバランスをとるための制度であり、文化保護の意識が高いヨーロッパの国々で始まり、規模の大きな国では年間数百億円近くの補償金が徴収され権利者に分配されています。個々のユーザーが行うコピーはたとえ小規模だったとしても、社会全体で見れば権利者に与える影響は無視できないとの考え方に基づきます。

◆ 日本における私的録音録画補償金制度と、その問題点

日本でも、1992年から同様の制度がスタートしました。

しかし、技術の進化で実際にコピーに利用される機器がどんどん変化していく中で、ヨーロッパのようにPCやスマートフォンなどの新たな機器を制度の対象に指定していくプロセスが進みませんでした。その結果、かつて年間数十億円程度あった補償金が、ほぼゼロに近くなったままの状態がこの十数年間続きます。

利便性はどんどん向上する一方で権利保護は放ったらかしという、バランスが大きく崩れた状態が、制度が機能しないままずっと続いているのです。

こうした状況に対して権利者は、文化庁の審議会等の場を通じて、より実態に即した制度の改善を訴え続けてきましたが、電機メーカーの団体などが強く反対してきた結果、改善は進みませんでした。

音楽や映像などのコンテンツのコピーに利用される機器やメディアを提供して利益を上げているメーカーが、ヨーロッパでは高額な補償金を支払っていながら、日本のクリエイターへの補償に協力的ではないという、おかしな構造があります。

日本では補償金制度の対象ではない機器を対象としている国一覧

PC	イタリア、ウクライナ(CD/DVD-RWドライブ付のみ)、オーストリア、オランダ、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、チェコ、ドイツ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア
タブレット	イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポルトガル
携帯電話 スマートフォン	イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、パラグアイ、ベルギー、ポルトガル、リトアニア
スマートウォッチ	オーストリア

◆ 4省庁による検討が行われ、新たな対象機器が指定

2019年、長期にわたる関係当事者間の協議で結論が得られなかったことから、この問題の検討は、制度を所管する文化庁と、電機産業を代表する立場の経産省と、放送や通信を所管する総務省と、内閣府の知財本部の4省庁に委ねられることとなります。

4省庁では、実態調査等も実施して検討を行った結果、現行制度の対象機器として新たにブルーレイレコーダーを指定する方針を決め、関係当事者に対する説明と意見聴取を経たのちに、今回の発表となりました。

◆ 今回の指定を実現させる必要があります

現行の私的録音録画補償金制度は、上記のような経緯から見ても不完全な制度と言わざるを得ません。引き続きその見直しを求めていく一方で、権利者への対価の還元が放置されたままである現状は少しでも修復していく必要があります。そのためには、今回のブルーレイディスクレコーダーの指定を是非実現させる必要があります。

ネット等では、この問題に反対する声も多くみられるようで、現在行われている意見募集（パブリックコメント）にも反対意見が多く寄せられることが予想されます。しかし、それを理由に今回の指定が実現しなかった場合、ユーザーの利便性と権利の保護のバランスの問題を解決するための今後の議論においても、権利保護の観点が大幅に後退することに繋がりがかねません。

そのため、皆様方に少しでも多くの賛成意見をご提出いただくことで、この問題の解決を少しでも前へと進める一歩として参りたいと考えております。

皆様方のご協力を、心からお願いする次第です。

！ MPN理事長が本件についてお答えした、インタビュー記事も併せてご覧ください



私的録音録画補償金対象にブルーレイレコーダーを追加指定の方針について、実演家著作権隣接権センターCPRA運営委員/ギタリスト・作編曲家 椎名和夫氏に聞く
<https://www.musicman.co.jp/interview/498304>



次のページでは、主な反対意見に対するMPNの考えをご説明します ▶

◆ 主な反対意見に対するMPNの考え ◆

Q. 今回対象機器の追加指定を行うことの合理的理由が示されていないのでは

A. 今回の追加指定は、4省庁で実態調査の分析等を行ったうえで、ブルーレイレコーダーを指定する方向が示され、関係者への説明と意見聴取なども行ったうえで決定したことです。

そのプロセスにおいて、合理的理由は明確に示されていると考えます。

Q. 時代遅れの制度なのだからさらに対象機器を追加指定するのはおかしい

A. 現行の補償金制度が時代遅れなのは権利者から見てもその通りで、それ故に制度がちゃんと機能していない現状を招いているわけですが、制度が時代遅れであるからといって、権利者の被る不利益を補償する必要性が消えるわけではありません。

むしろ、制度を時代に合う形に改める必要があります。

Q. 著作権保護技術が考慮されていないのではないか

A. 放送番組を録画しようとする場合、地上波番組ではダビング10という著作権保護技術がかかっている、確かに11回以上のコピーはできません。

この制限があるのだから補償金を支払う必要はないという主張ですが、この保護技術は、法律が想定する私的な規模を超えてまでコピーが行われることを防いでいるだけで、適法な規模のコピーを制限するものではありません。

実際に番組をコピーする回数は、実態調査の結果せいぜい2回までが大半だということが判っており、コピー可能な10回という回数は、むしろコピーフリーに等しいということもできます。

私的録画補償金は、1回から10回までのコピーに対する対価の還元をしていることとなります。

Q. 権利者に補償金が分配されないに決まっているから、そんな制度は廃止すべき

A. 「権利者団体は権利者の分配をせず分配金をせしめている」という、よくある権利者団体悪玉論にあえて反論していく必要もないと考えています。

しかし、CPRAでは、かつて私的録画補償金の分配に当たって、データリサーチ会社が収集している「番組録画率データ」を入手したうえで、それらの番組の出演者に分配を行っていました。

少なくとも、それ以上正確な分配はあり得ません。